

京丹後市アウトソーシング推進に関する指針（改訂案）

平成 17 年 10 月策定

平成 22 年 3 月改訂

第 1 はじめに

本市では、地方分権化の推進や少子高齢化等に伴う行政課題への対応を図るとともに、合併特例措置により交付されていた普通交付税の減額等に備えた行財政運営を進めるため、それぞれの分野で効果的・効率的な取り組みを進めなければならない。

また、より質の高い行政サービスが求められる中、限られた行政資源を有効に活用するためには、官と民の役割分担を踏まえた行政サービスのあり方を検証し、必要に応じて見直しを進めていかなければならない。

加えて、非常に厳しい景気・雇用情勢を背景に、雇用創出という観点からも、今後一層、民間活力の活用に向けた取り組みを進めることの重要性が増している。

このような状況を踏まえると、現在実施している事務事業等が行政として実施すべきものであるかどうかを改めて見直し、費用対効果を考慮して、引き続きアウトソーシングを推進することが必要である。

なお、本指針は、「京丹後市アウトソーシング推進に関する指針」（平成 17 年 10 月）の改訂版として策定するものである。

第 2 アウトソーシングの推進

1 定義

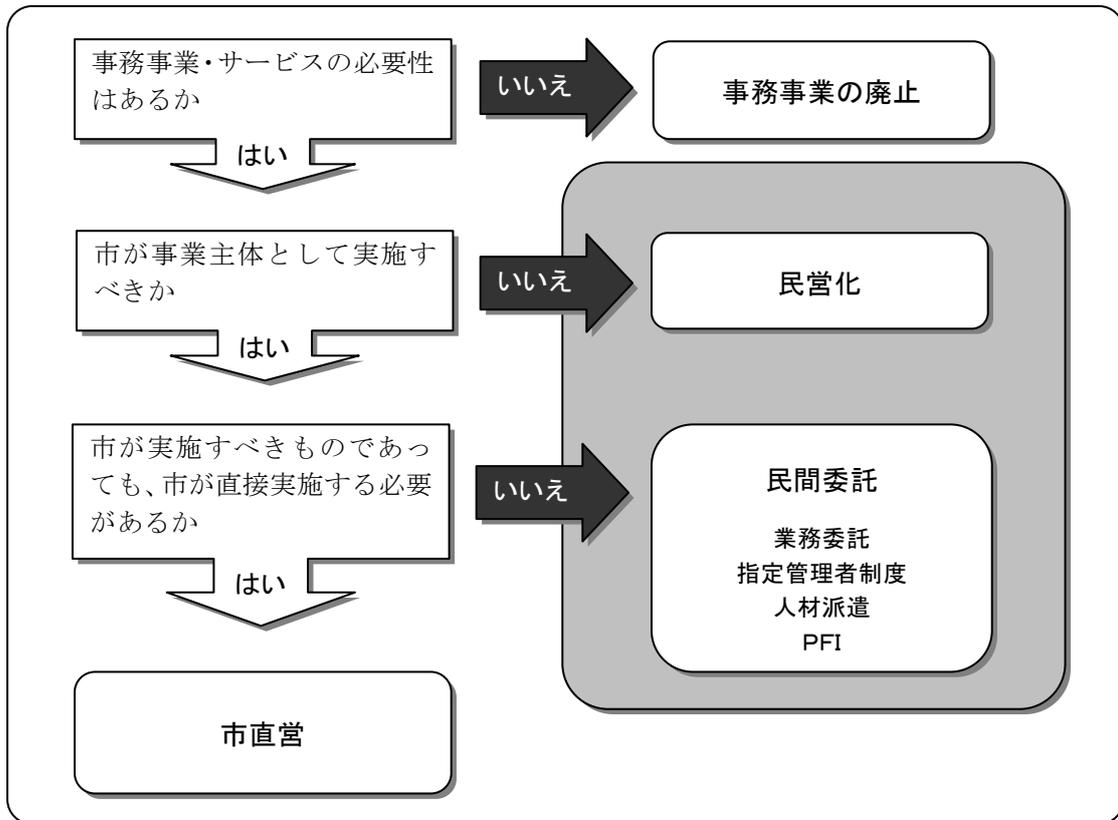
アウトソーシングとは、組織内部で行っている業務で、外部により優れた資源があるならば、外部の資源を活用し、組織内部の資源は最も重要な分野に集中させるという戦略的な経営手法であるが、この指針ではより広義に捉え、民営化、民間委託などにより民間活力の有する専門性や機動性、ノウハウを活用して公共サービスの提供及び行政内部の業務を行うことをいう。

2 基本的考え方

行政業務のアウトソーシングにあたっては、官と民との役割分担を見極める中で、「民間に任せのほうが効率的・効果的に業務執行ができるものは民間に任せる」ことを基本に、全ての部門において例外なきアウトソーシングを推進する。

具体的な進め方については、まず、事務事業の必要性・実施方法について、社会経済情勢の変化等を踏まえて総点検を行い、事務事業自体の必要性が失われている事務事業は廃止を検討する。次に、事務事業自体については必要性があるものの、市が実施主体として事務事業を継続していく必要性が失われ、又は減少している事務事業については、誰が最も効率的・効果的な実施主体となり得るかという視点からアウトソーシングを検討する。

(1) アウトソーシングの検討手順



(2) アウトソーシング検討の視点

ア コストの縮減

アウトソーシングにより、総体としてコストの縮減ができないか。

イ 市民サービスの向上

多様化、高度化する市民ニーズに対して、最も効率的で質の高いサービスを提供できる主体は誰か。

ウ 雇用の拡大、経済の活性化

アウトソーシングにより、民間企業の活性化、NPOの成長等に結びつき、雇用の拡大及び地域経済の活性化が図られないか。

エ 市民活動及び住民自治活動の促進

アウトソーシングにより、市民団体やNPOとの協働など、市民活動や住民自治活動の充実、強化が図られないか。

3 アウトソーシングの除外業務

市が直接の実施主体となる必要のある事務事業としては、次の要件に該当する事務事業とし、アウトソーシングの対象から除外する。

- (1) 法令上行政職員が直接実施することとされているもの
- (2) 許認可等の公権力の行使に該当するもの
- (3) 政策・施策の企画立案・調整・決定など市自ら判断する必要があるもの
- (4) 公平・公正の確保、個人情報保護のため市が自ら実施すべきもの

4 アウトソーシングの推進

アウトソーシングの総合的な調整・推進は、市行財政改革推進本部が行う。

また、各部局においては、アウトソーシングを恒常的な業務改善として捉え、毎年度、事務事業評価や予算編成過程等において、別紙1「アウトソーシングに係る事務事業の点検フロー」を参考に点検を行い、その推進に向けた継続的な検討を行う。

第3 民営化

1 定義

民営化とは、民間が主体となってサービスの提供や事務事業を行う方が望ましいものについて、施設の民間移譲や事務事業の廃止により、そのサービスの提供や事務事業の全部又は一部の業務執行を民間が実施主体として担っていくことをいう。

2 民営化の判断基準

事務事業の点検を行い、次の事項に該当するものは民営化を検討する。

- (1) 事務事業の性質又は法令等の変化により、行政が実施主体となって行う必要性が失われ、又は減少しているもの。
- (2) 民間によって、同種のサービスが提供されていて、行政が実施主体から撤退しても十分なサービスの量や質が継続して確保されるもの。
- (3) 市場原理、民間の活力等の活用により、効率性とサービスの向上が期待できるもの。
- (4) 事業実施に伴う収入があり、経営努力により採算が見込まれるもの。

3 民営化の留意点

(1) 市民の視点に立った取り組み

民営化の取り組みに当たっては、必要に応じ、市民や利用者等の利害関係者に対する情報の提供、意見徴取など、民営化に対する十分な理解を得るよう努める。

(2) 民営化への段階的移行

民営化を円滑に実施するため、必要に応じ、次の経過的な措置を講ずるなど、民営化への段階的な移行を検討する。

ア 民営化の前段階として、民営化後の実施主体として予定する者に対する民間委託の実施

イ 民営化後の実施主体に対する期間を限った財政その他の支援の実施

(3) 事前の検証

民営化の検討に当たっては、予想されるサービスの質や量、コスト、受益者負担の程度などについて、市が実施主体として継続する場合との比較検証を行い、また、業務遂行能力、執行体制など実施主体としての的確性についても十分な検討を行う。

第4 民間委託

1 定義

民間委託とは、「地方公共団体が行政責任を果たす上で、必要な監督権などを留保したうえで、その事務を民間企業、外部の団体及び個人などに委託すること」をいう。

2 民間委託の取り組みの方向

別表に掲げる類型別事務事業については、本市において従来から民間委託が実施されているもの及び他の地方自治体で民間委託が実施されている事務事業である。これらの類型に該当する事務事業については、原則として民間委託を進める方向で検討を行い、新たな民間委託や既に実施している委託内容の拡大など一層の推進に努める。

また、次に掲げる視点を踏まえ、民間委託について戦略的に推進する。

(1) 業務プロセス全体の包括的な民間委託

企画から管理運営までを一括して委託することにより、一層効率的・効果的な事業実施ができないか。

(2) 共通・類似事務の集約的な民間委託

複数の共通又は類似の事務事業を集約し、一括して委託することにより、スケールメリットが発揮できないか。

(3) 規制緩和を踏まえた民間委託

現在の法令では民間に委ねることが困難なものであっても、国における制度改革によって可能になることも考えられることから、その動向に留意し検討を行う。

(4) 市民の利便性を踏まえた民間委託

市民の利便性を考慮した、より質の高いサービスの提供に向け、郵便局等への民間委託の一層の推進について検討を行う。

3 民間委託の留意事項

(1) 民間委託を検討する際には、下記の項目につきそれぞれ検証を行う。

ア 市民サービスを低下させることはないか。

イ 各種法令に適合しているか。

ウ 競争性、透明性、公平性を持った契約手続きが行えるか。

エ 将来的にも安定的に業務の遂行が可能で、かつ経費の削減となるか。

オ 責任の所在は明確となるか。

カ 個人情報等に関して情報管理が確実に行えるか。

キ 事故発生時など緊急時の対応は可能か。

ク 現在従事している職員を別の分野で活用できるか。

(2) 市が直接実施する場合と委託する場合のコストについて事前に比較を行い、全体として効率性が向上するかどうか検証する。コスト比較を行うにあたっては、職員の人件費等についてもコストに含めることとする。

(3) 民間委託を推進するとしても、市としての行政責任を果たす必要があることから、契約書又は協定書により、市と受託者の責任範囲を明確にするとともに、業務の実施過程において市の監督権が機能できるよう留意する。

(4) 個人情報等を扱う事務事業や機密性の高い事務事業については、契約書又は協定書により、市と受託者の責任範囲を明確にするとともに、秘密保持を担保する措置を講ずる。

(5) 契約書又は協定書だけでは定めきれないサービス内容の業務を委託する場合は、市と受託者の相互協議にてサービス品質に関する目標数値を設定し、委託後においても随時検証するなどサービスの品質保証に努める。

(6) 委託先が長期固定化することによる弊害を防止するため、コストの妥当性、業務の改善意欲などについて随時検証するとともに、委託後一定期間経過後は、最も効率的・効果的な委託先として適当かどうかを検証するものとし、必要に応じて、競争入札を実施することとする。

4 公の施設に係る指定管理者制度の活用

公の施設の管理運営については、平成 15 年 6 月の地方自治法の一部改正により、民間事業者を管理者に指定できる指定管理者制度が創設された。

本市においては、本制度への移行にあたって、施設ごとに管理運営について効率化やサービスの向上などの視点からの点検・見直しを行うとともに、民間のノウハウの活用が可能かどうかについて検討を行うなど適切な管理形態を選択し、本制度で管理運営すべき施設は計画的な移行を進めてきたところであり、今後も適切に本制度の活用を図る。

5 人材派遣の活用

人材派遣は、労働者派遣法に基づき労働者派遣事業者から労働者の派遣を受け、市の指揮命令下で業務に従事させることである。

本市においては、より質の高いサービスの提供、地域の雇用拡大等の観点から京丹後市総合サービス株式会社を設立し、平成 19 年度から労働者の派遣を受け入れており、今後においても引き続き労働者派遣法等関係法令に基づき、適切に人材派遣の活用を図る。

6 P F I の活用

P F I 事業は、民間の資金、経営ノウハウ及び技術的能力を活用して公共施設等の整備を行うものであり、設計・建設・維持管理・運営を一体的に扱うことによる事業コストの削減や質の高いサービスの提供が期待できる。しかし、P F I 事業では従来の行政にはない知識やノウハウを必要とし、また事業メリットを發揮するためには一定以上の事業規模が必要とされていることから、十分に研究を行った上で活用を検討する。

附 則（平成 17 年 10 月 13 日）

この指針は、平成 17 年 10 月 13 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月●日）

この指針は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

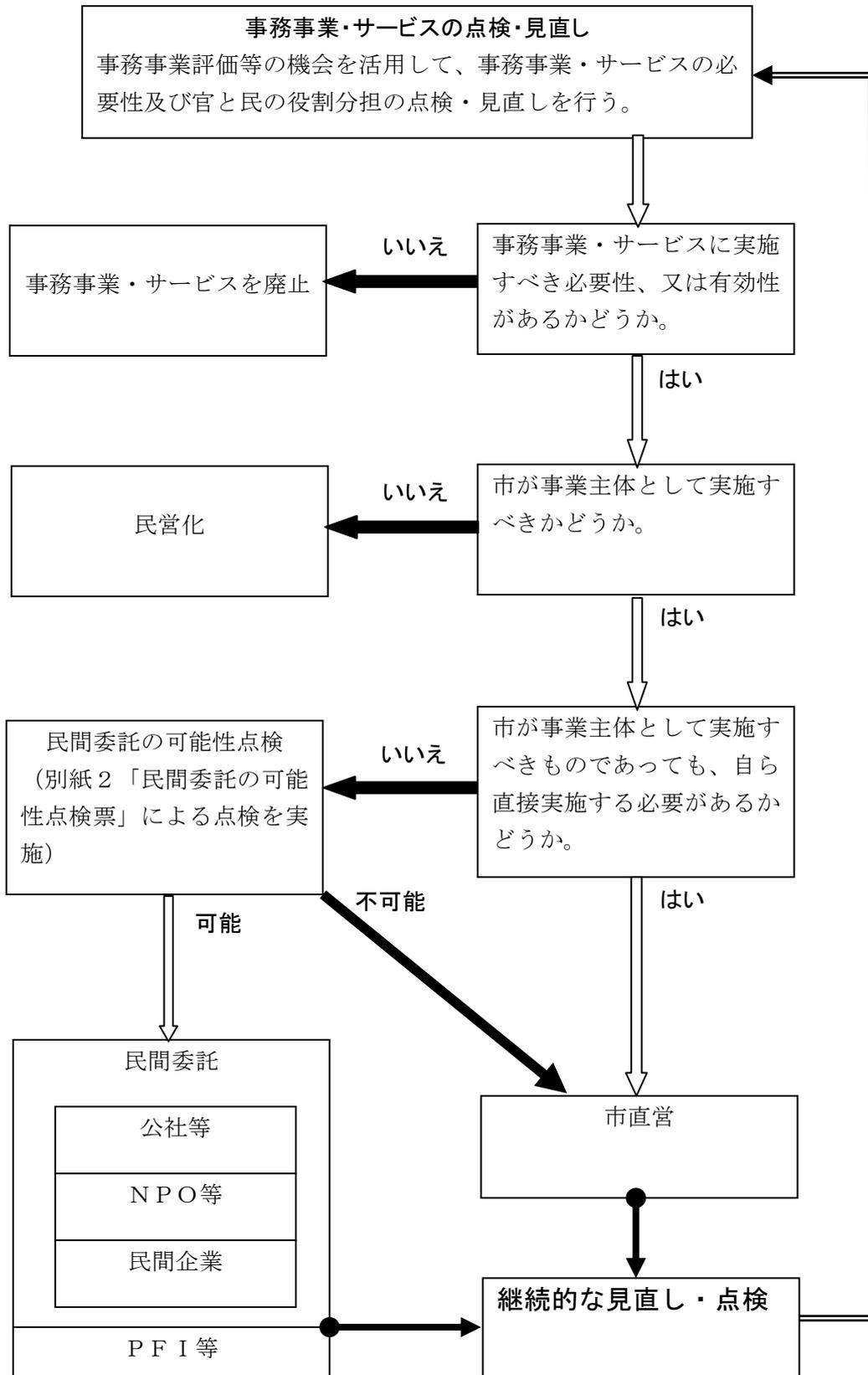
【別表】

民間委託を検討すべき事務事業の類型

類 型	事務事業の例
1 主に現場で専門化された労務作業を行う業務	施設の清掃・維持管理業務 警備業務 除雪業務 機器保守管理業務 電話交換業務 公用車運転業務 給食調理業務
2 定型化された事務を行う業務	各種統計・調査業務 データ電算入力業務 使用料、手数料の徴収・収納業務 文書收受・発送業務 地図・台帳作成業務
3 一時的に業務が増加、集中するなど定期的に一定の職員を配置する必要のない業務	展示会、展覧会の開催業務 定期健康診断業務
4 高度の専門的知識、技術等を要し、技術革新の進歩が早く、民間の専門的な知識、技術、設備等の活用が期待できる業務	設計・測量・調査業務 検査・試験・分析・測定業務 用地買収関連業務 研修会、講習会の企画・運営業務 コンピュータソフト開発、システム開発等の情報関連業務 広報業務
5 民間の自主性の発揮により弾力的・効果的な運営が期待できる業務	会館等公共施設管理運営業務 温泉・観光施設等管理運営業務 庁舎維持管理業務 イベントの企画・運営業務 福祉サービス業務
6 地元の雇用拡大や住民自治振興につながる業務	集会施設等管理運営業務

【別紙1】

アウトソーシングに係る事務事業の点検フロー



【別紙2】

民間委託の可能性点検票

事務事業名			
現在の実施方法	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 一部委託		
民間委託の可否の点検項目	項 目	はい	いいえ
	市民サービスを低下させることはない。		
	各種法令に適合している。		
	競争性、透明性、公平性を持った契約手続きが行える。		
	民間に将来的にも安定した業務遂行能力がある。		
	経費の削減につながる。		
	責任の所在を明確にできる。		
	個人情報等に関して情報管理が確実にできる。		
	事故発生時など緊急時にも対応ができる。		
	現在従事している職員を別の分野で活用できる。		
※「はい」に該当する項目が多いほど、民間委託の可能性が高い。			
総合判定 <input type="checkbox"/> 民間委託が可能 <input type="checkbox"/> 民間委託が不可能			
総合判定の理由			

平成 年 月 日

局・部 課 氏 名